

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から54年12月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。私の夫が国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料の納付は、しばらくの間は私が納付し、その後夫の預金口座から振替により納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は当初申立人が納付し、その後はその夫の預金通帳から口座振替により納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及びA市の国民年金被保険者名簿に昭和55年2月26日受付と記録されていることから、同年2月頃払い出されたと確認でき、その時点で、申立期間のうち53年1月から54年12月までは国民年金保険料を現年度納付及び過年度納付により納付することができる期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った時に遡って国民年金保険料を納付したかもしれないとしているところ、申立人の申立期間以降の保険料は納付済みであり、下記のとおり昭和55年3月と国民年金の加入手続後の早い時期から口座振替で保険料を納付したと推測されるなど、保険料の納付意識は高く、国民年金の加入手続を行った時点で54年4月から同年12月までを現年度納付及び53年1月から54年3月までを過年度納付した可能性を否定できない上、24か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、その夫の保険料は、申立期間は納付済みであり、納付済期間約 39 年間のうち約 35 年間も口座振替で納付しているなど、その夫も保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち昭和 49 年 5 月から 52 年 12 月までの期間については、上記のとおり国民年金の加入手続を行った 55 年 2 月頃の時点では時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、また、申立人は、特例納付のことは知らなかったとしており、特例納付により保険料を納付した事情も見当たらない。

また、申立人は、当該期間の国民年金保険料を夫と一緒に納付してきたと主張しているが、その夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿には、その夫は昭和 49 年 8 月 24 日に口座振替を申し出た旨記載されている一方で、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿には、申立人は申立期間以降の 55 年 3 月 14 日に口座振替を申し出た旨記載されていることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間について、私は、20 歳になった昭和 47 年*月から国民年金に加入し、保険料を納付していた。申立期間については、夫とともに保険料を納付し、夫は納付済みとなっている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 47 年*月から国民年金に加入し、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 48 年 4 月頃に払い出されたと推認され、申立期間は保険料を納付できる期間である上、申立人は 20 歳になった 47 年*月まで遡って保険料を納付しており、申立人の申述に不自然さはみられない。

また、申立人は申立期間以外の国民年金保険料は全て納付済みであり、同居の夫も納付済みとなっている上、申立人が 3 か月と短期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から50年3月まで

私は、会社を退社した昭和48年3月頃に、将来のことを考えて国民年金の加入手続を行い、加入期間については国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和49年7月から50年3月までの期間について、申立人は、会社を退社した48年3月頃に国民年金の加入手続を行い、加入期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、51年9月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち昭和49年7月から50年3月までの期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人の保険料納付済期間のうち申立期間直後の昭和50年4月から51年3月までの保険料は、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期から過年度納付であると推認でき、申立期間のうち49年7月から50年3月までの保険料を過年度納付した可能性を否定できない上、申立人が9か月と比較的短期間である当該期間の保険料納付ができなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和48年3月から49年6月までの期間につい

て、申立人は前記1と同様に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり51年9月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が現在所持し、国民年金加入時に交付を受けたとする年金手帳は昭和49年11月以降に使用開始された様式のもので、申立人が加入手続を行ったとする48年3月の様式とは異なっており、申立人の主張とは相違している。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 4 月か同年 5 月頃に A 市役所から国民年金加入の通知が届いたため手続きを行い、保険料は私が納付した。その後、46 年頃に同市役所から未納分を一括納付できるという通知が届いたので、申立期間である昭和 36 年 6 月から 44 年 3 月までの保険料 4 万円から 5 万円を私が一括で納付したにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 45 年 4 月か同年 5 月に A 市役所において国民年金の加入手続きを行い、翌年の 46 年頃に同市役所から申立期間に係る保険料を一括納付できるとの通知を受け取り、4 万円から 5 万円を一括で納付したとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人が国民年金の加入手続きを行ったと申述する 45 年 4 月頃に払い出されたと推認され、申立人が納付したと主張する 46 年頃には、第 1 回特例納付（45 年 7 月から 47 年 6 月まで）が実施されていたことから、申立期間の国民年金保険料については、当該特例納付により、納付することが可能である。

また、申立期間の保険料を特例納付した場合に必要な金額は 4 万 2,300 円（1 か月 450 円×36 年 6 月から 44 年 3 月までの 94 か月）であり、申立人が納付したとする金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金加入期間中の国民年金保険料は、申立期間を

除き全て納付済みとなっていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年10月まで

私は昭和40年7月頃に勤めていた会社を辞めて実家に戻り、A町（現在は、B市）のC支所で国民年金の加入手続をし、国民年金手帳を交付してもらった。私の住んでいた地区では、当時は納税組合があり区長が集金に来ていたので、父が兄の分と一緒に私の国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた昭和40年7月頃にA町C支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を交付してもらったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から40年8月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の所持する国民年金手帳によると、当該手帳は昭和40年9月30日にD地で発行されており、申立人は同年8月14日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をその父が申立人の兄の分と一緒に納税組合に納付したとしているところ、申立期間当時のその兄の保険料は納付済である上、その父が15か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から46年3月まで

昭和45年8月に夫がサラリーマンをやめて、夫婦でA店を開店した。自営業になり国民年金制度を知った時点で、将来の大切な保障のために夫婦一緒に加入手続をしたことを覚えている。56年に保険料の申請免除をした期間以外に未納期間は無く、ずっと納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月に夫婦でA店を開店し、自営業になり将来の大切な保障のために夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から46年9月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は申立期間以降に未納期間は無く、申立人の国民年金保険料の納付意識が高いと考えられる上、8か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額については、平成4年11月及び同年12月を50万円に、5年1月から6年6月までを44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年11月1日から6年7月1日まで
夫の同僚の記録が違うということを知って、確認してみたら通帳の給料振込金額と年金事務所の記録が違っていたので訂正してほしい。
（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年11月及び同年12月は50万円、5年1月から6年6月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年7月13日以降の同年8月1日付けで、4年11月から6年6月までを8万円に遡って訂正されているとともに、申立人と同様に複数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、平成6年7月*日に当該事業所の破産宣告が行われた事実が確認できる上、元事業主は、「経営不振で困っていた。社会保険料の滞納があった。」と回答している。

さらに、申立人は、前記の登記簿謄本から役員であったことが確認できるが、元事業主は、「申立人は、取締役B部長で兼務役員であった。社会保険関係や経理関係の事務は担当していなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成6年8月1日に行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処

理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年11月及び同年12月を50万円に、5年1月から6年6月までを44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は34万1,000円、同年12月10日は37万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A所が当該賞与について届出を行っていなかった。A所は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された「賞与一覧表」により、申立人は、申立期間に同所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成19年7月10日は34万1,000円、同年12月10日は37万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に

対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和38年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から同年12月1日まで

A(後のC。現在は解散)に勤務した期間のうち、D支店からB支店に転勤した時期の被保険者期間が欠落している。同一会社に定年まで継続して勤務していた。厚生年金保険料は、毎月給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が株式会社Aに継続して勤務し(昭和38年11月21日に同社D支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB支店に係る昭和38年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月1日から2年3月1日まで
② 平成2年3月1日から3年2月28日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が給与総支給額より低いことが分かった。当該期間の給与が減額されたことは無く、平成3年2月28日に資格を喪失するまで同じ給与だった。

調査をして、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初34万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年2月28日）以降の3年4月8日付けで、2年3月1日に遡って15万円に減額訂正されているとともに、申立人を除くほかの3人の役員も減額訂正されていることが確認できる。

一方、株式会社Aの商業登記簿謄本では、申立人は平成年10月*日から4年10月*日まで同社の監査役であったことが確認できるが、同社の元取締役は、「申立人は、だいたい週4日は現場作業で、1日くらい経理の仕事をやっていた。主な仕事は、給与を現金で支払う出納業務やアルバイトに支払う給与計算だったと思う。滞納等による税務署や社会保険事務所からの電話は、全て社長が受けていた。」と供述している上、会計事務所は、「当時の担当者は、既に退職しており、資料も無いが、会計事務所との連絡は社長の妻が対応していたと思う。」と回答し

ていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は申立期間において給与は減額されたことはないと主張しているところ、複数の同僚は、「給料は固定給なので、退職まで減額することなく支給された。保険料もその額で控除されていたと思う。」と供述している。

しかしながら、申立人に係るオンライン記録では、平成元年 4 月 26 日付けで同年 3 月 1 日の随時改定の処理を行っていることが確認でき、当該記録においては不自然な形跡はみられない。

また、事業主は大病を患い、当時の記憶が無く、資料も残っていないとしているとともに、申立人及び同僚照会した複数の同僚についても給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月9日から同年6月21日まで
② 昭和38年8月1日から45年4月1日まで

年金事務所の記録では、昭和46年11月25日に脱退手当金を受領したことになっているが、子どもが少し大きくなったらまた働き、将来は厚生年金保険を受給するつもりでいたし、そもそも脱退できることすら知らなかった。当然、受給した記憶も無いので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間（株式会社A）はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和46年11月25日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和45年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成元年4月1日から3年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、41万円であったと認められることから、元年4月から3年9月までの期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成12年5月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成12年4月の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成元年4月1日から7年10月1日まで
② 平成10年10月1日から11年10月1日まで
③ 平成12年4月1日から同年5月1日まで

株式会社Aに昭和59年1月1日から平成12年4月30日まで勤務し、元年4月から7年9月までは約41万円、同年10月から12年4月30日に退職するまでは約28万円の月給を得ていたが、元年4月から7年9月までの期間及び10年10月から11年9月までの期間の標準報酬月額が低すぎる。また、12年4月分の年金記録が無い。申立期間の標準報酬月額の記録を本来の金額に訂正し、12年4月を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成元年4月から3年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係るオンライン記録により、当初、元年4月から3年9月までの期間は41万円と記録されていたところ、2年11月30日付けで、元年4月まで遡って9万8,000円に訂正されていることが確認できる。また、申立人と同様に、事業主及び取締役等3人の標準報酬月額が、同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

また、経理担当の取締役は、「当時は会社の経営が厳しく、何か月も保険料を滞納していたため、社会保険事務所から社長が呼出しを受け、給料の実際金額とは別の少ない金額で標準報酬月額を届け出れば保険料を抑えることができる旨の教唆を受け、喜んで帰ってきたことを記憶している。」と供述している上、元事業主も社会保険料の滞納があったことを認めていることから、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時は株式会社Aの取締役であったことが商業登記簿謄本で確認できるものの、同僚の取締役は、「申立人はB業務担当であり、社会保険事務は担当していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成2年11月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、社会保険事務所において係る処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①のうち、元年4月から3年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間①のうち、平成3年10月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額について、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成3年10月1日）において、9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

また、申立人は、当該期間についても41万円の標準報酬月額を得ていたと申し立てているところ、オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、3年10月から7年9月までの期間は9万8,000円と記録されていることが確認できる。

しかし、その主張する報酬額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも保険料控除に係る資料及び明確な供述を得られず、事業主からは不明と回答された。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成3年10月から7年9月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③について、申立人は、平成12年4月1日から同年4月30日まで、引き続き株式会社Aに勤務していたと申し立てているところ、

雇用保険の加入記録から、当該期間は同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、当初、平成 12 年 5 月 1 日と記録されていたところ、同年 9 月 25 日付けで遡って同年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主は、当該資格喪失日の訂正処理については正確な回答ができないとしているものの、申立人と同様に、同社のCの運営を担当した同僚取締役も、資格喪失日が平成 12 年 5 月 1 日から同年 4 月 1 日に遡及訂正されていることが確認できる。

加えて、複数の同僚が株式会社Aは資金繰りが困難であったと供述している上、事業主も厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納があったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初の資格喪失日である平成 12 年 5 月 1 日に訂正することが必要であると認められる。

なお、平成 12 年 4 月の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、28 万円に訂正することが妥当である。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、22 万円と記録されているところ、申立人は、当該期間における標準報酬月額は 28 万円であったとして、当該期間の標準報酬月額が実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額である旨申し立てている。

しかし、その主張する報酬額又は給与からの厚生年金保険料の控除額を示す給与明細書等はないほか、同僚からも保険料控除に係る資料及び明確な供述を得られず、事業主からは具体的な回答が得られなかった。

また、オンライン記録では、標準報酬月額について訂正等の不自然な記録はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和59年2月4日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和58年3月から59年1月までの標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から59年2月26日まで
昭和53年4月1日から59年2月25日まで、有限会社Aに継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述により、申立人が有限会社Aに昭和59年2月4日まで継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、58年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、適用事業所名簿では、有限会社Aは昭和58年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同社の事業所別被保険者名簿によると、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人を含む全社員5人の記録は、59年2月4日付けで被保険者資格を喪失した旨の記録を58年3月31日に遡って訂正されており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、事業主は、「当時、事業所は資金繰りが悪化し約8,000万円の負債を抱え、昭和59年2月に倒産した。社員の厚生年金保険料については、同年1月分まで給与から控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和58年3月31日に

資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、遡及訂正処理日である59年2月4日であると認められる。

また、昭和58年3月から59年1月までの標準報酬月額については、58年2月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者記録は、昭和17年6月1日資格取得、18年8月26日資格喪失となっているが、この記録は、申立人の記録でないことと認められることから取り消すことが必要である。

また、申立人の株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年8月28日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和17年6月から18年6月までを20円、同年7月から19年5月までを30円、同年6月から20年7月までを60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

高等小学校卒業後の4月から株式会社AのB工場に就職して寮に住み、日中は勤務をし、夜は株式会社AのC校に通っていた。終戦近くの時期には、米軍の攻撃を受け、雨の中を寮の裏山に逃げてびしょ濡れになった記憶もあり、寮・学校に被弾し、校門にその跡が残っていたことも記憶している。また連日のように空襲があり正常な勤務はできないような状況だった。終戦時の玉音放送も株式会社AのB工場で聞いたので、昭和20年8月末までは間違いなく勤務していた。

社会保険事務所（当時）から連絡をもらい昭和17年6月1日から18年8月26日までの記録があることが判明したが、18年8月26日から20年8月末までの厚生年金保険の記録が確認できないため、申立期間を厚生年金保険の記録として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及び申立人の具体的な申述内容により、申立人は申立期間

において、株式会社AのB工場に継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、同資格喪失日は18年8月26日となっていることが確認できる。

一方、株式会社Aから提出を受けた被保険者名簿によると、申立人と同姓同名で同年同月生まれの記録が二人確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（昭和17年6月1日取得、20年8月28日喪失）が確認できる上、前述の元同僚及び申立人の勤務実態に関する申述内容に加え、申立人は「同姓同名の者がおり、よく間違えられた。」と申述していることから、未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の基礎年金番号に厚生年金保険被保険者記号番号を統合した際に、同姓同名の申立人とは別人の被保険者記録を統合したことが推認できることから、この記録を取り消し、事業主は、申立人が株式会社AのB工場において厚生年金保険被保険者資格を昭和17年6月1日に取得し、20年8月28日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、未統合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和17年6月から18年6月までを20円、同年7月から19年5月までを30円、同年6月から20年7月までを60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月28日から同年9月1日については、前述のとおり、勤務実態は認められるものの、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料の控除を行ったことを裏付ける証言や資料を得ることはできず、申立人の当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和23年5月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年9月から21年3月までは10円、同年4月から22年5月までは30円、同年6月から23年4月までは100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月1日から23年5月4日まで

社会保険庁（当時）の記録によると、A株式会社でC製造に従事していた申立期間が、厚生年金保険被保険者期間とされていないが、当該事業所には、年金制度発足前から昭和39年に定年退職するまで継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出のあった社内報（昭和40年1月15日発行）に掲載された申立人に係る「D」の記載内容及び事業主の証言により、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務していたと認められる。

一方、申立人に係るオンライン記録は、当該事業所における資格喪失日は昭和20年9月1日となっているが、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所に係る資格取得日は昭和17年1月1日と記載されているものの、資格喪失日の記載が無い上、同名簿には全員の資格喪失日の記載が無いことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、昭和19年6月1日から23年5月4日までの被保険者期間の記録が

無いが、申立人と同様に、被保険者記録において一部欠落が見られる同僚について、オンライン記録では、労働者年金保険の保険料の徴収が開始された昭和 17 年 6 月 1 日から退社日までの全期間を被保険者期間とする同僚が複数存在することから、社会保険事務所（当時）における年金記録管理が適切ではなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が A 株式会社において昭和 23 年 5 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人の A 株式会社における昭和 19 年 5 月に係る旧台帳の記録から、昭和 20 年 9 月から 21 年 3 月までは 10 円、厚生年金保険法改正により、21 年 4 月から 22 年 5 月までは 30 円、同年 6 月から 23 年 4 月までは 100 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から46年3月まで

申立期間について、私は、昭和41年9月に前職を退職後、転職先の店長の勧めもあって同月末に国民年金の加入手続をA区役所で行い、B信用金庫C支店で口座振替により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和41年9月に前職を退職後、転職先の店長の勧めもあって同月末に国民年金の加入手続をA区役所で行い、B信用金庫C支店で口座振替により納付したとしている。しかしながら、A区は、口座振替制度が実施されたのは46年11月からであるとしていることから、申立人の主張は、当時の取扱いと一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち41年9月から44年6月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から46年3月までは遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は、保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から平成 2 年 3 月まで
私は、20 歳になった昭和 59 年*月頃に両親に勧められて A 市役所で国民年金の加入手続をした記憶がある。申立期間は学生であったので、国民年金保険料は両親が納付していると思う。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 59 年*月頃にその両親に勧められて国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はその両親が納付していたとしているが、申立人は、加入手続に関する記憶が明確でなく、保険料納付を行ったと思うとするその母からは加入手続の時期及び保険料納付の具体的な申述が得られず、その父は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険手帳記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、申立期間の保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から54年3月まで

会社を退社した昭和48年10月頃に、実家の父が、私の国民年金の加
入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料は両親が納付していた。
私の妹も会社を退社後は両親が保険料を納付しており、妹の保険料は納
付されているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退社した昭和48年10月頃に、その父が、申立人の国
民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料はその両親が納
付していたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付
を行ったとするその両親は既に他界しており証言を得られず、申立人は、
国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、こ
れらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の
資格取得時期から、昭和55年3月頃に払い出されたと推認され、その時
点では、申立期間のうち48年10月から52年12月までの期間は時効によ
り保険料を納付できない期間であり、53年1月から54年3月までの期間
は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って保険料を納付し
たかどうかは不明であると申述している上、当委員会においてオンライン
の氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払
い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その妹も会社を退社（厚生年金保険の被保険者資格

喪失日は昭和 53 年 8 月 19 日) 後は、その両親が国民年金保険料を納付していたとしているが、その妹の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で申立人と同様に 55 年 3 月頃に払い出されたと推認されるどころ、オンライン記録では、その妹の保険料は 54 年 4 月から納付された記録になっており、53 年 8 月から 54 年 3 月までの期間については未納である。

加えて、申立期間は 66 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 58 年に国民年金の免除制度があることを知り、夫が私の国民年金の加入手続をし、同時に、夫が夫婦二人分の免除申請をしたはずである。夫は申立期間について全額免除されているのに、私は全額免除になっていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年に国民年金の免除制度があることを知り、その夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、同時に、その夫が夫婦二人分の免除申請をしたはずであるとしている。しかしながら、申立人は免除申請手続に直接関与しておらず、その夫からは多忙等を理由に免除手続に関する証言が得られなかったことから、申立期間に係る免除申請の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 6 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間について遡って免除申請をすることは制度上できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その夫は申立期間について全額免除され、申立人は全額免除されていないとしているが、その夫については、その夫の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録により、当該申立期間が全額免除と記録されていることが確認できる一方で、申立人については、その夫と同様の記録が見当たらない上、申立人が申立期間の保険料納付の免除を申請していたことを示す関連資料が無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料納付の免除を申請したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から46年3月まで

私は昭和44年9月に結婚し、国民年金には、それをきっかけに加入したと思う。その加入時期は、国民年金手帳の資格取得の日付欄にも記載されており、申立期間の国民年金保険料についても納付していたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年9月に結婚した際に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、その結婚当時の国民年金加入手続、申立期間の保険料額及び保険料の納付方法等について記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和47年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち44年10月から45年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、45年4月から46年3月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は当該期間の保険料を遡って納付したかどうかについて記憶が明確でなく、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日が「昭和

44年9月*日」と記載されていることをもって、この時期に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと思うとしているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日及び保険料納付の始期を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から平成元年 5 月まで
私は年金のことが心配だったので、平成 19 年 2 月に A 社会保険事務所（当時）に出向いて納付記録を確認したところ、「不備は無い。」との回答であった。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成 19 年 2 月に A 社会保険事務所に出向いて納付記録を確認したところ、「不備は無い。」との回答だったので申立期間について未納は無いはずであるとしているが、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 3 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から49年9月まで

申立期間については、昭和49年9月頃に妻がA市B区役所に婚姻届を提出した際、区の職員に別室に案内されて私の国民年金保険料を遡って納付するよう勧められたので、後日妻が分割して納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月頃にその妻がA市B区役所に婚姻届を提出した際に、区の職員から申立人の国民年金保険料を遡って納付するよう勧められたので、後日その妻が分割して納付したと申述しているが、その妻の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4441

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月から49年12月まで

私の国民年金への加入手続はA市で父が行ってくれた。初回の国民年金保険料は父が納付し、その後はB区に住民票を移して私が金融機関で納付してきた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続と初回の保険料の納付をA市でその父が行ったとしているが、その父は既に他界しており証言を得ることができず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、B区に住民票を異動した後は、申立人が金融機関で保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年4月頃にB区で払い出されたと推認され、その時点では、47年8月から同年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、48年1月から49年12月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人の保険料の納付に関する記憶が明確ではない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和47年*月*日」と記載されていることをもって、当該日

に国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年3月まで

私は、昭和47年*月頃に主人が30歳になるので、主人を説得してA市役所において夫婦で国民年金に加入した。保険料は一人当たり2,200円で二人分の金額は5,000円でおつりがきたと覚えている。申立期間の保険料が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年*月頃にA市役所でその夫と一緒に国民年金の加入手続をし、保険料を納付したとしているが、これらに関する申立人の記憶が曖昧であり、国民年金加入手続や保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年4月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間のうち、47年2月から49年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、50年1月から52年3月までは遡って納付することができる期間であるが、申立人は、まとめて納付したり、遡って納付したことは無いとしている上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円になっていることに納得できない。当時は40万円以上の給与を支給されていたので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の元同僚は、「当時は基本給が9万8,000円で、あとは歩合給であったと思う。」と供述しており、同社提出の健康保険・厚生年金保険・雇用保険被保険者名簿によれば、申立人の標準報酬月額は9万8,000円と記載され、申立人と同時期に被保険者資格を取得した複数の女性社員にも、同額の記載があることが確認できる。

また、B株式会社では、申立期間当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたか不明としている上、同僚からも、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について、供述を得られない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡及訂正された形跡は無い。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から、申立人が

主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 1 日から 7 年 1 月 21 日まで

A株式会社における申立期間の標準報酬月額が 32 万円となっているが、当時の月給は約 68 万円で、当該給与に相当する厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社とB株式会社の両社に勤務し、両社から給与を得ていたとしているところ、A株式会社の元代表取締役は、「申立期間当時、当社は申立人に 32 万円の給与を支払っており、給与から標準報酬月額 32 万円に基づく厚生年金保険料を控除していた。」としている。

また、B株式会社の代表取締役は、「申立期間当時、当社は申立人に 30 万円から 30 数万円の給与を支払っていたが、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。申立人を厚生年金保険に加入させる届出も行っていなかった。」としている。

さらに、申立人が提出している株式会社C銀行D支店普通預金元帳・当座貸越元帳には、申立期間当時、B株式会社が申立人に給与を支払っていたことが記載されているところ、保険料の控除については確認できない。

加えて、オンライン記録により、A株式会社は、平成 4 年 4 月 1 日付けでE基金に加入していることが確認できるところ、申立期間のうち 4 年 4 月 1 日から 7 年 1 月 21 日までの期間における同基金の申立人に係る標準報酬月額は、オンライン記録と同様、32 万円と記録されている。

また、申立期間当時、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、A株式会社における厚生年金保険被保険者は代表取締役と申立人のみであったことから、保険料控除について同僚の供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで
株式会社Aに、社長の実兄の紹介で入社し、Bの助手として勤務した。厚生年金保険の記録は昭和 41 年 4 月 25 日から同年 9 月 1 日までの 5 か月しかないが、2年以上勤務した。当時の同僚も勤務を認めている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする株式会社Aについて、申立期間に被保険者記録のある同僚7人に照会し、回答のあった6人のうちの1人が、申立人は、申立期間に勤務していたとしており、3人は、期間は特定できないが勤務していたとしているものの、ほかの1人は、「昭和 43 年 2 月時点では申立人に会ったことがなく、勤務していなかったと思う。」と供述しており、これらから、申立期間のうち期間は特定できないが勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同僚照会で、申立人が株式会社Aに勤務していたとする者4人のうち2人は、「自分は社会保険料を控除されていたので、申立人も同様に控除されていたと思うが、給与明細書を見たり、保険料控除の話をしたことは無い。」としていることから、厚生年金保険料の控除は不明である上、他の2人も、申立人が厚生年金保険料を控除されていたかは不明としている。

また、同僚2人は、「当時は、事業主が本人に社会保険の資格取得や資格喪失の希望を確認して加入期間を決めていた。」と、また、その2人のうちの1人は、「社会保険の加入は個人差があって一定期間加入できない者がいた。」と供述している。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた3人、及びほかの同僚が名前を挙げた6人の名前のいずれもが、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には見当たらないことから、同社は、必ずしも社員全員を社会保険に加入させていたものではないと認められる。

加えて、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険証番号は連番になっており欠番は無く、申立人の記録は現存するもの以外には見当たらない。

また、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の記録は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から51年1月まで

昭和44年3月頃にA株式会社に入社し、46年に合併してできたB株式会社C支社のD所に47年3月から51年1月まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び申立人の供述により、申立人が申立期間にB株式会社C支社のD所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B株式会社と合併後のE株式会社は、申立期間当時の厚生年金保険関係資料を保存しておらず、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている上、申立期間当時のB株式会社C支社の社会保険担当者は、「申立人は社員ではなく、F員であった。当時、F員は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間の全期間において国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、B株式会社C支社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和51年2月1日と記載されており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで
株式会社AのB員として勤務していた期間のうち、平成元年 10 月から 2 年 9 月までの標準報酬月額が 34 万円となっているが、元年 5 月、同年 6 月、同年 7 月の 3 か月の平均給与額から算定される標準報酬月額は 36 万円であることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 36 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、申立期間に係る賃金台帳及び厚生年金保険関係の届出書類等を保存しておらず、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としており、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び厚生年金保険料の控除について確認できない上、申立期間に係るオンライン記録において遡及訂正等の記録は見当たらない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人の提出した申立期間に係る給与明細書において保険料控除額に見合う標準報酬月額は 34 万円であり、オンライン記録における標準報酬月額 34 万円と一致しており、報酬月額に見合う標準報酬月額は保険料控除額に見合う標準報酬月額を下回らないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 37 年 1 月 15 日まで
平成 8 年に年金の請求をするために社会保険事務所（当時）に行ったところ、申立期間の事業所について脱退手当金を請求していると言われた。請求した記憶は全く無かったので納得がいかなかったが、仕方がないのかと思いそのままにしていた。今回日本年金機構より、はがきが送られてきたため、やはりあの請求記録はおかしかったのではないかと思い、第三者委員会に申立てをすることにした。調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印があるとともに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 37 年 6 月 26 日より前の同年 2 月 26 日に、脱退手当金の裁定に必要な標準報酬月額等を厚生省（当時）から申立期間に係る脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているほか、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の同年 1 月 15 日から約 5 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで
年金事務所でオンライン記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が引き下げられていた。実際に支給された給与と相違しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 4 月から 5 年 10 月までの期間については 53 万円、同年 11 月から 6 年 2 月までの期間については 44 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 3 月 31 日）の後の同年 4 月 22 日付けで、申立人を含む 3 人の被保険者の標準報酬月額に係る記録が遡って訂正されており、申立人の標準報酬月額は 4 年 4 月から 5 年 9 月までは 30 万円に、同年 10 月から 6 年 2 月までは 28 万円に減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの商業登記簿謄本により申立人は、申立期間当時、同社の取締役（平成*年*月*日付けで代表取締役に就任）であったことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「自分は、もう一つの会社の方で手一杯で、株式会社Aの運営、経理事務は、全て申立人が行っていた。同社の経営状態は、バブル後に悪化した。標準報酬月額の訂正のことは知らない。」と供述している。

さらに、複数の元取締役は、「社会保険関係の手続は、全て申立人が行っていた。会社は経営不振で給与の減額、遅配があり、最終的には社会保

険から脱退した。」と供述し、元取締役の一人は、「社会保険事務所（当時）に『保険料が払えないのであれば、社会保険を一度止めて、改善されてから改めて入るように言われた。』と当時申立人から聞いた。」と供述している上、別の元取締役から提出された給与明細書には、申立人の確認印が押されていることが確認できることから、申立人は株式会社Aの運営、経理及び社会保険事務を担当し、申立人の標準報酬月額減額訂正処理について、社会保険事務を担当していた取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情等を総合的に判断すると、申立人は、同社の当該事務を担当していた取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで
申立期間当時の A 株式会社の経営は順調で、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げた記憶は無い。当時の給与は 50 万円だったので調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の A 株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 5 年 10 月 1 日の定時決定により 50 万円と記録されていたところ、6 年 2 月 21 日付けで当該定時決定を取り消した上、5 年 10 月に遡って 15 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間に同社の代表取締役であることが確認できる上、オンライン記録によると、当該事業所における申立期間当時の厚生年金保険の被保険者は申立人一人であることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所（当時）に対する届出や手続に関しては、死亡した妻が作成し提出していた。」と供述しているが、申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について、同社の代表取締役であった申立人が関与していなかったとは考え難い上、当該処理について、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の

厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成6年10月から7年7月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、6年10月1日付けの定時決定処理により、同年10月から7年7月までは15万円と記録されており、上記定時決定について、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保有していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

このことから、仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
A 地方裁判所 B 部により当事者間の地位保全等仮処分申請事件（昭和 40 年（*）*号）（以下「当該事件」という。）について従業員たる地位保全を仮に定めた判決がでた。それに伴って申立期間に係る和解賃金の支払判決が出て和解が成立したが、申立期間の標準報酬月額が訂正されていない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に C 組合 D 部 E 支部が組合員に配布し、申立人が提出した当該事件の判決文（支払金員額を定めた第一賃金一覧表を含む）及び判決後に株式会社 E と最終和解（合意）した第二賃金一覧表によると、同社における申立人の従業員たる地位を仮に定め、また、昭和 40 年 6 月以降の金員を仮に支払えとの判決がなされ、最終和解（合意）後の賃金額が申立人に係る 40 年 7 月以降のオンライン記録の標準報酬月額（2 万円）を超える報酬月額（2 万 1,180 円から 4 万 4,124 円）の支払を受けていることが認められる。

しかしながら、株式会社 F に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額に係る記録は、昭和 39 年 10 月の定時決定により 2 万円に決定された後、40 年 5 月 25 日付けで一旦被保険者の資格を喪失し、当該事件の判決後の 46 年 3 月 5 日付けで、この資格喪失記録を取り消した上、40 年 5 月の随時改定、同年 10 月、41 年 10 月、42 年 10 月、43 年 10 月、44 年 10 月及び 45 年 10 月の定時決定を社会保険事務所（当時）において一括処理し、申立人の標準報酬月額を 40 年 5

月から45年10月までの期間について2万円としていることが確認できる。

また、上記名簿による申立人と同様に当該事件の判決の対象となった10人の元同僚全員の標準報酬月額記録も、最終和解（合意）後の賃金額とは異なる低い標準報酬月額となっており、昭和39年10月の定時決定による標準報酬月額と同額であることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に亡くなっている上、元取締役3人及び複数の元同僚は、「当時のことは不明。」と供述しているため、申立期間において、当該事件の判決内容を踏まえた、最終和解（合意）後の賃金額に基づく標準報酬月額による届出が事業主により行われたことの具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、株式会社Fが加入していたG組合（昭和45年8月1日設立）では申立人の被保険者加入記録は確認できない上、同社の事業所別被保険者名簿において、申立期間における標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない上、株式会社Fは昭和60年11月1日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 4 月 1 日から 10 年 9 月 21 日まで
昭和 55 年 6 月 2 日から平成 10 年 9 月 20 日まで、株式会社Aに継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の標準報酬月額は、当時の給与支給額約 40 万円と異なり減額された記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当時の給与支給額と異なり、減額された記録となっていると申し立てている。

しかしながら、申立人提出の申立期間に係る銀行預金元帳では申立期間に係る給与振込額は確認できない上、申立人の雇用保険の離職時賃金日額は 2,666 円（月額 7 万 9,980 円）であり、申立期間末の 6 か月間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円であることから、この間における離職時賃金日額と標準報酬月額とは一致している。

また、株式会社AはB法務局保管の登記簿上は現存しているものの、事業所及び事業主から回答を得られないことから、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6151 (事案 5429 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 10 日から平成 2 年 4 月 28 日まで
有限会社Aが経営するBにおいて、申立期間について正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社が社会保険の適用事業所となっていた申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の供述から、申立人が申立期間に有限会社Aに勤務していたことがうかがえるが、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除が確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 5 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間は当該事業所において正社員として勤務していたので、当該事業所が社会保険の適用事業所となっていた申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらえないのは納得できないとしている。

今回、新たに調査したところ、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録によると、離職日は確認できないが、資格取得日が昭和 58 年 4 月 1 日と記録されていることから、申立期間当時、継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、当該事業所の元事業主は、「申立人は、当社において厚生年金保険に加入していなかった。また、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、申立期間当時、当該事業所において申立人の上司であったC氏は、

「Bは、申立期間の一時期において有限会社Aが経営していたが、同社が経営していた期間、私は厚生年金保険に加入していなかった。また、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している上、元同僚D氏も、「Bは有限会社Aが経営していたが、私は同社に勤務していた期間、厚生年金保険に加入していなかった。保険料も給与から控除されていなかった。」と供述している。

以上のことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。